

石川県公立学校教職員職場復帰訓練実施要綱

石川県教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、精神疾患により休職中の職員の円滑な職務への復帰を支援するために石川県教育委員会が実施する職場復帰訓練(以下「訓練」という。)について必要な事項を定める。

(対象職員)

第2条 訓練の対象となる職員(以下「対象職員」という。)は、県立学校(大学を除く。)の校長、教員、実習助手及び寄宿舍指導員並びに県費負担教職員であって、精神疾患により休職中のものとする。

(訓練実施の判断)

第3条 訓練は、対象職員の休職開始から1年以内に対象職員からの申出を受け、対象職員の主治医(以下「主治医」という。)が可能と判断した場合に実施する。

2 対象職員の所属長(対象職員が所属長である場合は、石川県教育委員会教育長が指定する者。以下同じ。)は、対象職員及び主治医と連絡をとり、前項の判断に関する状況の把握に努める。

(訓練の実施)

第4条 訓練の実施計画は、所属長が主治医の指導を受けて作成する。

2 訓練の指導・監督は、所属長が行う。

3 訓練の場所は、対象職員の所属校等とする。

4 訓練の期間は、1月間とする。ただし、特に必要のあるときは、3月間の範囲内で期間を設定し又は延長することができるものとする。

(訓練実施上の配慮)

第5条 所属長は、所属職員に訓練の実施計画を説明し、訓練の円滑な実施を図る。

(訓練の中止)

第6条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、訓練を中止しなければならない。

(1) 主治医が中止の必要を認めた場合

(2) 訓練又は学校運営に支障をきたすおそれのある場合

(訓練状況等報告)

第7条 所属長は、対象職員の訓練状況等を教育長に報告しなければならない。

(傷害保険の加入)

第8条 石川県教育委員会は、訓練期間中の対象職員を被保険者とする傷害保険に加入するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、訓練の実施に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。